

盛岡市立都南東小学校いじめ防止基本方針

盛岡市立都南東小学校
策定 平成26年8月

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「やさしい子（思いやりがあり仲良く助け合う子）」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑事罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取り組み

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己肯定感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師が分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止や絆づくりに資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合って解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。
- (5) 6月には「いじめについて考える日」を設け、全校でいじめは許されないことであることを確認する。

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

- (1) 構成員
校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭
※ 必要と判断された場合は、特別支援コーディネーターを加える。
- (2) 取組内容
 - ①いじめ防止基本方針の策定と検討、年間指導計画の作成
 - ②いじめにかかわる研修会の企画立案
 - ③未然防止、早期発見の取組
 - ④アンケート及び教育相談の実施と結果の公表
 - ⑤いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進
- (3) 開催時期
月に1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで隨時開催とする。

4 児童の主体的な取組

- (1) 児童会による「明るい学校づくり」等の取組
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組
- (3) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加

5 家庭・地域との連携

- (1) 学級懇談会やP T Aの各種会議 地区懇談会 で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (2) いじめ防止等の取組について、学級通信、保健室通信等を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (3) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動の授業を公開する。
- (4) 校報や通信等でいじめの問題についての保護者の意見を紹介する。

6 教員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会 年3回（4月、8月、12月）
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断 年2回（5月、10月）

III いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、登校直後や休み時間、放課後ににおいても児童の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童生徒を対象としたアンケート調査 年2回(6月、11月)
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年2回(6月、11月)
- (3) 全児童に対する個別教育相談 年2回(6・7月、11・12月)，

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談（児童及び保護者）……………全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用（中学校配置）……………教育相談担当
- 地域からのいじめ相談……………副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談……………学校または所轄警察署
- 盛岡市教育相談室（市役所 本庁舎5階）……………教育相談員（651-4111）
- 24時間いじめ相談電話（県教委）……………019-623-7830

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下のすべての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。

- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。その際はいじめた側の記録を取る様式と、いじめを受けた側の記録を取る様式に分け、記録を残す。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童の指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭等と連携を図りながら指導を行う。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 関係機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

1 重大事態とは

- (1) いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
【法第28条①】

2 重大事態の報告

- (1) 重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（市教育委員会）に報告する。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者（市教育委員会）の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直

接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

- (3) 被害児童及び保護者等に対する調査方針等の説明を行う。
- (4) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (5) 調査結果を学校の設置者（市教育委員会）に報告する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。その際、関係者の個人情報に配慮する。
- (7) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (8) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者（市教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

いじめの把握及びいじめに対する措定を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- いじめの未然防止にかかる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかる取組に関すること

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようとするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。
また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようとするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

令和6年4月1日 改訂